［削る］

⑵　電波を発射してから300ｓ以内のキャリアセンスを省略する機能を備える無線設備の場合

⑴に加えて以下の試験を実施する。なお、電波を発射する操作の時間については、イからカまでは300ｓ以内とし、オ及びカでは３ｓ以上として確認することとする。

ア　標準信号発生器の出力レベルを試験機器の受信機入力端で７μVに設定する。

イ　標準信号発生器を出力しない状態とする。

ウ　試験機器を送信動作にし、電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。

エ　標準信号発生器を出力状態とする。

オ　試験機器を受信状態とする。

カ　ウにおいて電波を発射してから300ｓ以内に電波を発射する操作を行い、試験機器を送信動作にして、電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。

キ　ウにおいて電波を発射してから300ｓ以内に電波の発射が停止することを確認する。

ク　ウにおいて電波を発射してから300ｓを超えた時間で試験機器を送信動作にし、電波を発射しないことをスペクトル分析器で確認する。

５　試験結果の記載方法

⑴　４⑴のみの測定操作を行った場合であって、４⑴ウ及びカを確認できたときは「良」と、それ以外のときは「否」と記載する。また、300ｓ以内のキャリアセンスの省略の有無についても記載する。

⑵　４⑴及び⑵の測定操作を行った場合であって、４⑴ウ、カ、４⑵ウ、カ、キ及びクを確認できたときは「良」と、それ以外のときは「否」と記載する。また、300ｓ以内のキャリアセンスの省略の有無についても記載する。

第三　変調方式に四値周波数偏位変調方式を用いるもの

一　一般事項

１　試験場所の環境条件

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。

⑵　その他の場合

周波数の偏差についての試験の場合は、⑴に加えて二の項及び三の項の環境条件とする。

２　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合　定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合　定格電圧並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。